

変更・廃止・休止・再開・加算に必要な添付書類一覧（居宅療養管理・介護予防居宅療養管理）

※ 下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります。

また、随時見直しを行っています。最新のものはNAGOYAかいごネットをご確認ください。

※ 事業所の移転や再開に係る届出に伴い、他に変更事項がある場合は、当該変更にかかる届出も併せてご提出ください。

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類 ●印は、加算を取る場合に必要となる書類（加算を取り下げる場合は不要）																	
変更があった事項	法人に関する変更	事業所に関する変更									加算			休止	再開	廃止	
		法人の名称・所在地・代表者	法人の電話番号・FAX番号・メールアドレス	事業所の電話番号・FAX番号・メールアドレス	事業所の建物・区画等	管理者に関する変更	事業所の名称	事業所の所在地	従業員の変更	営業日・営業時間	通常の実施地域	医療麻薬持続注射療法加算	在宅中心静脈栄養法加算	LIFEへの登録	休止	休止から再開	事業の廃止
提出書類								★1	★2						★3		★3
変更届出書（様式第1号(4)）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
付表（付表第1号(5)）			○	○	○	○	○	○	○	○							
法人の登記事項証明書 ※3ヶ月以内に発行された原本	○																
【代表者変更の場合】 誓約書（参考様式8-1-1(別紙①、⑤含む)及び参考様式8-1-2)	○ 注1																
事業所一覧（参考様式62）	○	○															
代表者情報（参考様式61）	△																
運営規程の新旧対照表（参考様式63）	△				△	○	○	○	○	○							
運営規程（作成例あり）	△				△	○	○	○	○	○							
・病院又は診療所の場合は、使用許可証等の写し ・薬局の場合は、開設許可証の写し 開設許可証等の写し				○ 注2			○										
平面図（参考様式4）※区画変更の場合は変更前も添付				○			○										
その他基準省令確認書類（参考様式46）注4																	
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 （加算参考様式1-1）											○	○	○				
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 （加算参考様式2-1、2-2） ※変更部分にのみ「あり」「なし」を記載											○	○	○				
麻薬小売業者の免許証の写し及び、高度管理医療機器の 販売業の許可証の写し											●						
高度管理医療機器の販売業の許可証の写し又は、管理医 療機器の販売業の届出済証の写し												● 注5					
休止届出書（様式第1号(5)）														○			
・事業再開に向けての取組状況を記載した書類 （任意様式） ・利用者の引継状況がわかる書類（任意様式） ・休止及び廃止における誓約書（参考様式71） ・職員の募集広告等														○			
再開届出書（様式第1号(6)）															○		
廃止届出書（様式第1号(5)）																	○
・利用者の引継状況がわかる書類（任意様式） ・休止及び廃止における誓約書（参考様式71） ・指定（更新）通知書の原本（みなし指定を除く）																	○
業務管理体制にかかる届出書 ※名古屋市に届出している事業者のみ	○ 注3	○ 注3															△ 注3

★1）変更届のご提出前に事前相談が必要です。

なお、区間移転（例：千種区から北区へなど）の場合や、同一事業所番号で複数サービスを実施しており一部のサービスを区内移転する場合は、事業所番号が変更となります。

変更日は新規指定と同様、必ず毎月1日となります。変更届のご提出は、変更月の前々月の10日までをお願いします。

★2）運営規程の従業員の員数について、「〇人以上」のように記載をしており、そこから変更がない場合は、届け出る必要はありません。また、人員変更については特例措置もあります。詳しくは、NAGOYAかいごネットをご覧ください。
なお、届出の際には、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士等、管理栄養士、それぞれの職種ごとに、常勤専従、常勤兼務、非常勤専従、非常勤兼務の人数を変更届にご記入ください。

★3）休止届・廃止届の締め切りは休止・廃止日の1ヶ月前です。なお、休止届の休止期間は、最長6ヶ月です。

注 1）代表者の住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、各種誓約書を添付する必要はありません。

注 2）使用（開設）許可証等の変更を伴わない場合は、添付する必要はありません。

注 3）NAGOYAかいごネットの「業務管理体制について」をご覧ください。医療みなし指定の事業所は、業務管理体制の対象外です。

注 4）その他基準省令確認書類（参考様式46）は、本市が必要と認める場合に添付してください。（様式は必要の都度配布します。）

注 5）薬局の場合は、薬局の開設許可証の写しを提出いただくことで、管理医療機器の販売業の届出済証の写しを提出したものとみなします。

※届出の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください。